

広島県告示第四百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十二年五月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業を廃止した事業所	名称 <td>所在地 <td>名称 <td>所在地 <td>廃止年月日</td> </td></td></td>	所在地 <td>名称 <td>所在地 <td>廃止年月日</td> </td></td>	名称 <td>所在地 <td>廃止年月日</td> </td>	所在地 <td>廃止年月日</td>	廃止年月日
	社会福祉法人東光会	福山市坪生町字黒坂六〇六番地	居宅介護支援事業所とうわケアサービス	福山市春日町七丁目六番二七号	平成二十二年三月三十一日
	府中市	府中市府川町三二五	府中北市民病院居宅介護支援事業所	府中市上下町上下二一〇〇	平成二十二年三月三十一日
	社団法人安芸高田市医師会	安芸高田市吉田町吉田一〇一〇番地二	安芸高田市医師会居宅介護支援事業所	安芸高田市吉田町吉田一〇一〇番地の二	平成二十二年三月三十一日
	社団法人広島市医師会	広島市西区観音本町一丁目一番一号	広島市医師会立居宅介護支援センター	広島市中区千田町三丁目八番六号	平成二十二年三月三十一日